

内閣府
知的財産戦略推進事務局 御中

我が国の成長戦略に向けた国際標準化 検討調査業務

(1)コンテンツ産業における国際標準化の活用可能性の
調査・分析

調査報告書
(ii) 全体版(公表用)

株式会社オウルズコンサルティンググループ
2026年3月



OWLS
CONSULTING GROUP

目次

コンテンツ産業の拡大基盤となるテーマと課題の整理	2
コンテンツ産業の拡大における主要課題と国際標準化の活用可能性検討	5
A 制作現場における人権侵害	6
B コンテンツ真正性担保の不足	19
C AI生成ラベリングのルール整備不足	34
D AIフリーライドによる対価還元不足	40
コンテンツ産業における国際標準化活用の方向性	47

コンテンツ産業の拡大における主要課題と 国際標準化の活用可能性検討

コンテンツ産業の拡大における主要課題と 国際標準化の活用可能性検討

- **A** 制作現場における人権侵害
- **B** コンテンツ真正性担保の不足
- **C** AI生成ラベリングのルール整備不足
- **D** AIフリーライドによる対価還元不足

A ISO45001及びSA8000の概要

ISO45001及びSA8000は、労働安全衛生に関わる代表的な国際規格である

		ISO45001 	SA8000 
規格 策定の 経緯	策定年	■ 2018年	■ 1997年
	策定 主体	■ <u>国際標準化機構(ISO)</u>	■ <u>Social Accountability International (SAI)</u> ➢ 1997年に設立された、米国を拠点とする人権擁護NGO
規格の 内容	背景	■ 組織における<u>労働安全衛生の第三者審査へのニーズ増加</u>に伴い、英国規格協会が1999年にOHSAS18001を策定 ■ 2018年ISOが<u>同規格の内容に補強・追加を行い、ISO45001を策定</u>(OHSAS18001は廃止) ■ 世界初の<u>労働安全衛生に関する国際標準規格</u>となる	■ 1990年代、東南アジアでの米国企業による人権問題が発覚。その後米国政府や企業、人権擁護団体などが<u>途上国での企業による労働搾取を解決するために、いくつかの行動指針</u>を策定 ■ 上記指針はILO条約や国連人権宣言に基づいていなかったことから、<u>SAIの前身団体がSA8000を策定</u> ■ <u>世界共通の労働環境規約</u>となる
	目的	■ <u>労働安全衛生リスクと機会を管理するための枠組みを提供し、組織に関わる労働者の労働に関係する負傷や疾病の防止及び安全で健康的な職場環境を提供</u> すること	■ <u>国連人権宣言やILO規範等の基づいた基準を提供</u> することにより、組織管管理/影響下にあるすべての労働者の <u>権利の行使及び労働者の保護</u> すること
	対象	組織	■ あらゆる組織(業種・業態・所在国を問わない)
		労働者	■ 組織の影響下にいる全ての労働者 ※組織に関係する <u>社外の労働者を含む</u>
	要求項目	■ 組織の背景 ■ リーダーシップと労働者の参加 ■ 計画策定 ■ 支援実施 ■ 運用 ■ パフォーマンス評価 ■ 改善	1. 児童労働 2. 強制労働 3. 健康と安全 4. 結社の自由と団体交渉権 5. 差別 6. 懲罰 7. 労働時間 8. 報酬 9. マネジメントシステム

A SA8000:2026の概要

ビジネスと人権に関する最新の国際規制等に整合させるため、項目や要件を更新

改訂理由

- 2014年以降の国連のビジネスと人権に関する指導原則、OECD多国籍企業デューデリジェンスガイドライン、EUのCSDDD、各国の類似法規制の進歩を反映

2014年版からの変更点

- グローバルビジョンの確立
 - より広範なグローバル・バリューチェーンのあらゆる段階に関わる、公共部門、市民社会、民間部門の多様な主体を導くためのグローバルな指針となる
- ポジティブな枠組みと包括的なアプローチ
 - ディーセントワークの要素について、組織が回避すべき否定的な状況ではなく、達成を目指すべき肯定的な成果を反映するように名称を変更し、一部カテゴリーを統合
- 段階的スコアリング
 - あらゆるレベルの組織が、それぞれの状況と責任を踏まえ、現在のパフォーマンスと成熟度、改善方法を把握できるように、評価のためのスコアリング手法を導入
- マネジメントシステムの洗練と明確化
 - ソーシャルフィンガープリントのフレームワークをより明確かつ体系的に洗練し、あらゆるタイプの組織にとって十分に柔軟性のある要件となるように、他の国際マネジメントシステムとの整合性を向上
- 組織の責任範囲の明確化
 - 組織自身の業務とサプライチェーンを別々のプロセスとして扱わず、組織自身が引き起こす/一因となる/直接関連するディーセントワークに関連するリスクと影響を積極的に防止、軽減、修復するための統合アプローチを採用し組織の責任を明確化
- 新たな課題と機会への対応

基準の内容

- 基礎的基準
- 管理システム:ガバナンスとデューデリジェンス
 - M1: リーダーシップのコミットメント、関与および統合
 - M2: 労働者の関与と統合
 - M3: ステークホルダーの関与と統合
 - M4: 政策のコミットメントと整合性
 - M5: 状況、影響、リスク
 - M6: 目標、計画及び資源
 - M7: 認識と実施
 - M8: 完全性と透明性
 - M9: 監視と苦情処理メカニズム
 - M10: 戦略的分析、見直し及び継続的改善
- ディーセントワークの原則と実績基準
 - D1: 児童及び若年労働者の保護
 - D2: 結社の自由及び団体交渉権
 - D3: 自由かつ公正な採用、雇用及び解雇
 - D4: 適正な労働時間、賃金および福利厚生
 - D5: 差別からの自由
 - D6: 健康と安全
 - D7: プライバシー

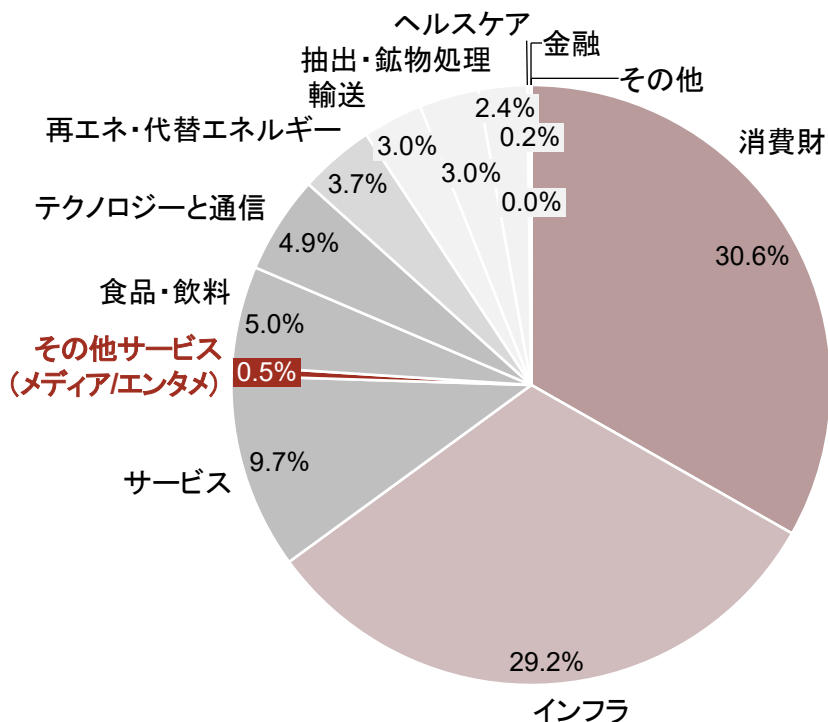


A 業種別SA8000認証取得状況およびメディア業界での認証取得組織

メディアとエンターテインメントの業種における認証取得組織は、全体の0.4%に留まる

認証を取得した組織の産業別割合

■ 合計**5,603**の組織が認証を取得*



メディアとエンターテインメント業界における認証取得組織一覧*

組織名	業種・事業内容	所在国・地域	従業員数
BINH DUONG YUTO PACKAGING TECHNOLOGYO	印刷業	ベトナム	493
Inspired Thinking Group	広告代理店	英国	1343
PHOTO MAN IMAGE (PMI) LTD.	広告代理店	台湾	37
ABC LAB Srl	展示ブース等の設計・施工	イタリア	23
ACI INFOMOBILITY S.P.A.	マルチメディア・インフォモビリティサービス	イタリア	66
Maggioni Type Srl	印刷業	イタリア	19
IMBALPLAST Società a Responsabilità Limitata	印刷業	イタリア	65
BOCCIA INDUSTRIA GRAFICA SPA	グラフィックデザイン	イタリア	112
Thomson Press India Private Limited	印刷業	インド	780
ITC Limited SBU Packaging and Printing	包装業	インド	1120
NOVA PUBLICATIONS	出版・印刷業	インド	180
HUBEI JINGHUA COLOR PRINTING CO.,LTD	印刷・包装業	中国	310
Jiajiexing Group Co., Limited	印刷・包装業	中国	387
Ningbo liangyuan packaging solution technology co.,ltd	包装業	中国	270
Boluo County Shiwan Technique Printing & Binding Co., Ltd.	印刷・包装業	中国	125
Artron Art(Group) Co.,Ltd	印刷業	中国	642
Nanjing JinFengCai Decoration Engineering Co., Ltd.	印刷・包装業	中国	16
Suzhou Maidian Color Printing Co.,Ltd	印刷・包装業	中国	311
Huizhou Cailang Printing Products Co., Ltd.	印刷・包装業	中国	143
GuiZhou HengRui Printing&Packing Co.,Ltd	印刷・包装業	中国	240
New Spring Offset Printing (Shen Zhen) Co., Ltd.	印刷業	中国	155
LD Packaging (Foshan) Co.,LTD.	包装業	中国	689
Shantou Kinhwa Plastic Industry Co.,Ltd	化粧品容器製造	中国	204
Dongguan Main Choice Paper Co., Ltd	印刷・包装業	中国	367
DONGGUAN ZHOUQUAN PRINTING CO., LTD.	印刷・包装業	中国	148
Xiamen Rongyu Printing Co.,Ltd.	印刷・包装業	中国	82
Beijing Zhongcai Printing Co., LTD.	宝くじ等の製造	中国	250

※2026年3月13日時点

※現在認証が有効な組織に限る

© 2026. For information, contact OWls Consulting Group, Inc.

(参考)各既存規格の差分と企業にとっての留意点

ISO45001とSA8000は、各規格における留意すべきルールや、目的及びそれを踏まえた要求事項について差分がある。企業には、それらの差分を踏まえた上での規格活用を推奨する

ISO45001とSA8000の主な差分

① 留意すべきルール	■ ISO45001: 自社に適用される<u>国際規範や法令に関して、自社の状況に応じた独自対応が必要</u> ■ SA8000: 本規格自体が国連人権宣言、ILO条約等、国際的な人権規範及び労働に関する国家法規を基盤とするため、<u>企業独自の対応については明示的に要求されていない</u>
② 規格の目的	■ ISO45001: <u>職場の労働安全衛生リスクと機会の管理のため、組織運営の在り方に関する枠組みを提供</u> ■ SA8000: <u>労働者の権利の行使と保護を実現するための、具体的な基準を提供</u>
③ 要求事項の内容	a. 脆弱な立場の従業員に対する配慮 ■ ISO45001: 多様性への配慮について言及するものの、<u>具体的な要求までは至らない</u> ■ SA8000: 脆弱な立場の従業員について<u>具体的に言及し配慮を要求</u> ➢ 例: 出産直後、妊娠中および育児中の母親の保護
	b. 「職場」以外における労働安全衛生 ■ SA8000: 「<u>職場</u>」以外の労働環境についても<u>配慮を要求</u> ➢ 例: アクセスが自由且つ清潔なトイレ・飲料水・食品貯蔵用設備、適切な休憩所、清潔かつ安全な宿舍 等 ➢ ISO45001ではあくまで「<u>職場</u>」における労働安全衛生への対応が中心
	c. 人権観点での取組みの要求 ■ SA8000: 人権侵害を受けた際の<u>苦情処理メカニズムへの言及や、社外関係者への人権DD等の実施を要求</u> ➢ ISO45001ではこれらに関する言及はなし

国内外での規格導入における企業にとっての留意点

日本	■ 日本国内では、<u>ISO45001への準拠により一定の国際基準に沿った労働安全衛生体制を構築していると評価できる場合もある</u> ➢ SA8000の追加導入を通じて、より脆弱な立場にある労働者への配慮を含む、<u>人権保護の強化につなげられる</u> 
海外	■ <u>国・地域によっては、ISO45001だけでは人権対応に不十分な可能性がある</u> ➢ 国際規範と国内法令の内容に乖離がある場合、<u>ISO45001の準拠のみでは国際的な人権保護の期待水準を十分満たせていない可能性があるため、SA8000の追加導入の検討も推奨する</u> ➢ 特に<u>途上国における規格対応をする場合は注意が必要である</u> ✓ 例: ミャンマー、中国 等

A コンテンツ産業グローバル企業の労働関連ポリシー: Netflix (1/2)

NETFLIX

労働関連要件として、取引先等に「労働・人権」「通報・報復禁止」等を求めている

企業概要

企業名	Netflix, Inc.
本社所在国	米国 
業種	エンターテインメント (動画配信サービス)
主な 取り扱いコンテンツ	TVシリーズ／映画／ゲーム
労働・人権関連 ポリシー	【基幹ポリシー】 ■ Supplier Code of Conduct ■ Code of Ethics ■ Human Rights Statement
	【補足文書(通報・開示等: 地域法対応を含む)】 ■ Australia Whistleblower Policy (通報・報復禁止) ■ UK Modern Slavery Act 2015: Transparency Statement (サプライチェーン開示)

労働関連要件概要

【Supplier Code of Conduct】(次頁詳述)

- GENERAL: 適用法令等とNetflixとの契約上の義務の遵守
- INFORMATION DISCLOSURE: 遵守確認に向けた情報提供への協力／労務等に関する情報の開示・提出
- ETHICS & COMPLIANCE: 誠実・倫理的行動／贈収賄・腐敗防止／貿易コンプライアンス等
- SOCIAL RESPONSIBILITY: 労働・人権(賃金、労働時間、差別・ハラスメント等)／安全衛生・環境／サステナビリティ
- INFORMATION PROTECTION: 機密情報・知財・個人情報/情報セキュリティの保護
- REPORTING SUSPICIOUS CONDUCT: 違反・懸念の通報手段／機密性の確保／報復の禁止

【Code of Ethics】

- 不適切行為の報告に対する報復の禁止
- 安全で尊重される職場作り(ハラスメント・差別の不許容)

【Australia Whistleblower Policy】

- 通報による不利益な取扱い(例: 不当解雇、懲戒、ハラスメント、差別など)の禁止

※補足文書は豪州・英国の法令対応として公表されている文書

A コンテンツ産業グローバル企業の労働関連ポリシー: Netflix (2/2)

NETFLIX

サプライヤー行動規範の規定を踏まえると、労働時間の管理、賃金・支払い、通報対応等が制作現場における論点となり得る

Supplier Code of Conduct

日本のコンテンツ制作現場の主要課題に関係する Netflix Supplier Code of Conductの規定(抜粋)

文書総ページ数: 4頁

NETFLIX Netflix Supplier Code of Conduct Netflix is dedicated to entertaining the world. To create best-in-class stories across a wide variety of genres, languages and countries, Netflix utilizes suppliers around the globe. We have created this Netflix Supplier Code of Conduct ("Code"), which sets forth the standards expected of any supplier of goods and services ("Supplier") to Netflix, Inc. and its subsidiaries (collectively, "Netflix"). GENERAL Suppliers must commit to conducting their business operations in a responsible, safe, honest, and ethical manner. Suppliers must comply with all applicable laws, rules, regulations, and all obligations in any contract a Supplier may have with Netflix, and conform to this Code. The standards in this Code are supplemental to any standards imposed by contract between Supplier and Netflix. To the extent there is any inconsistency between this Code and any provision of a contract between Supplier and Netflix, the contractual provision will control. Supplier will communicate these expectations to its personnel and subcontractors. Netflix may use a Supplier's conformance to this Code in making procurement decisions, including terminating our relationship with any Supplier that fails to meet these standards. INFORMATION DISCLOSURE Suppliers will cooperate with Netflix's reasonable requests for information to verify Suppliers' conformance with this Code. Suppliers will accurately disclose information regarding their labor, health and safety, environmental practices, business activities, structure, financial situation, and performance, in accordance with and as required by applicable laws. Upon Netflix's reasonable request, Supplier will provide a copy of such information to Netflix. ETHICS AND COMPLIANCE Honest and Ethical Conduct Suppliers must act and perform their duties ethically and honestly. Honest conduct is considered to be conduct that is free from fraud or deception. Ethical conduct also includes the ethical handling of actual or apparent conflicts of interest. Suppliers should avoid any situation that may involve an actual, potential or perceived conflict of interest. Suppliers must not use Netflix information for a personal benefit or to promote a competing business or activity. Suppliers should disclose to Netflix any actual, potential, or perceived conflicts of interest relating to the work Supplier does v.June 19, 2023 1	ships with Netflix or our plier may report conflicts oper purpose or to suppliers will not offer, not participate in or embezzlement. Suppliers will comply with ons. lations. Suppliers must by the <u>US Office of recs</u> and the <u>US Security</u> his may also apply, itors for goods and rd labor laws and any and address any trade for laws. Netflix will not sory labor, or deprivation rms of physical, mental or iders child labor to be threshold. Exceptions for gal requirements. rify the age of workers.	, and to promptly may arise. discrimination and to prevent and to investigate and conduct. ective bargaining permit their agreement about rent with local laws. onmental laws, at identify, evaluate, rect their as appropriate acts of their environment, and	rs must not use Netflix's nts, trade secrets, and ws and regulations the privacy and security of Netflix. Supplier personnel ations systems, networks, ucture, or who process e assets and information ICT ions of this Code occurring ment chain or, where incurred to work with at is not possible or Supplier personnel, u. netflix.com identially report violations s must protect the made in good faith.
Wages Suppliers will comply with all applicable laws and regulations concerning wages and benefits. Working Hours and Overtime Suppliers will comply with all applicable laws and regulations related to working hours and overtime, including applicable work-hour-related premiums and allowances, maximum hours of work, and minimum rest periods. Netflix expects our Suppliers to v.June 19, 2023	2	their carbon ing environmental le energy size their operations fix. At a minimum, lations, and make act on the y chain.	3
Confidential Information Suppliers must protect Netflix information that is not publicly known and keep confidential information safe from loss, theft, or unauthorized access or disclosure. As part of that obligation, Suppliers are strictly prohibited from making audio visual recordings of any kind while on site at Netflix or its associated facilities, properties or locations, unless expressly authorized or requested by Netflix as part of Supplier's services. v.June 19, 2023	4	4	4

【労働時間・時間外労働】

- 労働時間・残業に関する法令を遵守
- 必要に応じ労働時間を記録し、懸念・苦情には速やかに対処

【賃金】

- 賃金・福利厚生に関する法令・規制を遵守

【差別・ハラスメント】

- 差別・ハラスメントのない職場環境を整備
- 予防・対処の方針／手続を整備し、申立てがあれば迅速に調査・解決

【結社の自由・団体交渉】

- 法令に従い、結社の自由・団体交渉等を尊重
- 労働条件に関する苦情を報復・ハラスメントなく共有できる手段を確立

【通報・秘密保持】

- 違反を管理ライン／Netflix窓口／ホットライン等に通報
- 通報の機密性に配慮し、善意の通報に対する報復を禁止

【情報提供】

- 合理的な要請に対し、遵守確認のため情報提供に協力
- 労務・安全衛生・事業活動等の情報を適正に開示／提出

【取引条件(契約・透明性)】

- 本行動規範を自社要員・下請け(Subcontractors)にも周知

A コンテンツ産業グローバル企業の労働関連ポリシー: Apple (1/2)

Supplier Code/Standardsを軸に、匿名通報や第三者向け規範も含めた労働関連の対応が求められている

企業概要

企業名	Apple, Inc.
本社所在国	米国 
業種	端末(スマートフォン/タブレット等)の開発・販売と関連サービス提供
主な取り扱いコンテンツ	TVシリーズ/映画/ゲーム配信
労働・人権関連ポリシー	【基幹ポリシー】 ■ Supplier Code of Conduct and Supplier Responsibility Standards ■ Global Whistleblowing Policy ■ Third Party Code of Conduct ■ Human Rights Policy ■ Business Conduct Policy
	【補足文書(開示、通報窓口)】 ■ UK Statement on Efforts to Combat Trafficking & Modern Slavery ■ Speak Up

労働関連要件概要

【Supplier Code of Conduct and Supplier Responsibility Standards】(次頁詳述)

- 労働時間(上限、残業の扱い等)の適切な管理
- 賃金(最低賃金、残業割増し、期限内・正確な支払い等)の適正な支払い
- 差別・ハラスメント、強制労働等の禁止、救済・苦情処理の仕組みの整備
- 結社の自由・団体交渉の権利の尊重
- 労働関連情報の記録と開示

【Global Whistleblowing Policy】

- 通報窓口への報告(匿名報告を含む)を可能とし、通報者に対する報復を禁止し、機密保持等の保護措置を確保

【Third Party Code of Conduct (サプライヤー以外の第三者向け)】

- 人権・労働(差別・ハラスメント、労働時間、賃金等)の厳守を要請
- 懸念の報告と通報に対する報復の禁止

※「UK Statement on Efforts to Combat Trafficking & Modern Slavery」は英国の法令対応として公表されている文書



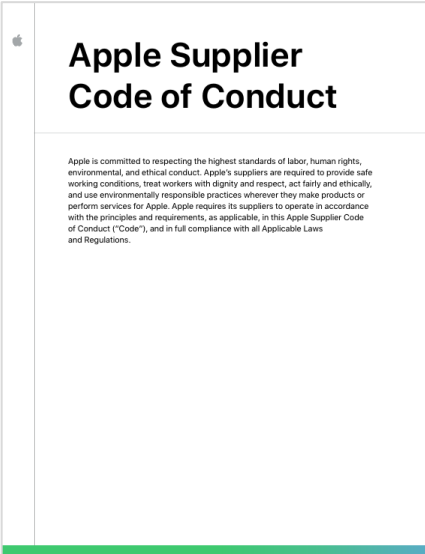
A コンテンツ産業グローバル企業の労働関連ポリシー: Apple (2/2)

サプライヤー行動規範／行動基準が求める運用上の要件として、労働時間管理や賃金の支払い等が論点となり得る

Supplier Code of Conduct and Supplier Responsibility Standards

日本のコンテンツ制作現場の主要課題に関係しうる Apple Supplier Code of Conduct and Supplier Responsibility Standardsの規定(抜粋)

文書総ページ数: 206頁

	Apple is committed to respecting the highest standards of labor, human rights, environmental, and ethical conduct. Apple's suppliers are required to provide safe working conditions, treat workers with dignity and respect, act fairly and ethically, and use environmentally responsible practices wherever they make products or perform services for Apple. Apple requires its suppliers to operate in accordance with the principles and requirements, as applicable, in this Apple Supplier Code of Conduct ("Code"), and in full compliance with all Applicable Laws and Regulations.	as set out in the national Labour laws at Work. Apple or company-wide binding Principles for national human rights conflict, we respect fully-recognized health and safety and Apple's right to honor the violations of this up to and including series and affiliates, where") providing explicitly define	replace, suppliers ethnicity, sexual orientation, visible national (such as pregnancy or prudent for its. he applicable tion of compulsory face apprenticeship ILO Minimum Minimum Age
OUR PRINCIPLE	OUR PRINCIPLE	OUR PRINCIPLE	OUR PRINCIPLE
OUR PRINCIPLE	OUR PRINCIPLE	OUR PRINCIPLE	OUR PRINCIPLE
OUR PRINCIPLE	OUR PRINCIPLE	OUR PRINCIPLE	OUR PRINCIPLE

...

【労働時間・時間外労働】

- 週の総労働時間(残業含む)を上限内で管理し、休息日を確保(通常週48時間、週60時間上限、残業は任意等)
- 労働時間を正確に記録・管理し、上限超過の兆候がある場合は早期に把握・対応

【賃金】

- 最低賃金以上を支払い、時間外労働は法令(または基準)に沿って割増賃金を支払う
- 賃金体系・支払いサイクルを周知し、賃金を正確かつ期限内に支払う(控除は適法・透明、懲戒目的で用いない)

【差別・ハラスメント】

- 差別・ハラスメントを禁止し、防止のための方針・手順(周知、申立て、対応等)を整備

【結社の自由・団体交渉】

- 結社の自由・団体交渉の権利を尊重し、干渉や報復等を禁止
- 法令上の制約がある場合も、適法な代替手段による労使対話を確保

【情報提供】

- 労働・安全衛生・環境等に関する情報を正確に記録し、虚偽なく開示
- 規範・法令順守に関する文書・記録を適切に保持

A コンテンツ産業グローバル企業の労働関連ポリシー: Disney (1/2)



サプライチェーン行動規範に基づく労働関連の要求事項と、遵守確認に関する運用(監査・モニタリング等)が示されている

企業概要

企業名	The Walt Disney Company
本社所在国	米国 
業種	エンターテインメント(映画・テレビ等のコンテンツ制作／配信、ストリーミング等)
主な取り扱いコンテンツ	映画・映像コンテンツ

労働・人権関連ポリシー

【基幹ポリシー】

- Supply Chain Code of Conduct
- Human Rights Policy
- Standards of Business Conduct

【補足文書(開示、運用等)】

- International Labor Standards (ILS) Program Manual
- Code of Conduct for Manufacturers (ILSの補足資料)
- UK Modern Slavery Statement
- California Transparency in Supply Chains

労働関連要件概要

【Supply Chain Code of Conduct】(次頁詳述)

- ・ 労働時間・残業時間を法令に沿って管理し、休息日を確保
- ・ 賃金・給付・残業割増しを適正に支払い、不適切な控除を行わない
- ・ 身体的・性的・心理的・言語的なハラスメント／虐待の禁止
- ・ 結社・団体交渉の権利を尊重し、不利益な取扱い等の禁止
- ・ 苦情対応メカニズムの整備
- ・ サプライチェーン情報の文書化、要請に応じ提供／監査・記録レビュー等に協力

【International Labor Standards (ILS) Program Manual / Code of Conduct for Manufacturers】

- ・ 行動規範に基づく管理・是正(労働時間／賃金・支払い／就業環境等)を求める
- ・ 現場確認・記録レビュー・従業員ヒアリング等を含む確認への協力を求める
- ・ 勤怠・賃金等の記録を保持し、必要に応じ提示

A コンテンツ産業グローバル企業の労働関連ポリシー: Disney (2/2)



労働条件への対応に加え、遵守確認(記録・モニタリング等)に関する事項が取引時の確認事項となり得る

Supply Chain Code of Conduct

文書総ページ数: 6頁



日本のコンテンツ制作現場の主要課題に関係しうるDisney Supply Chain Code of Conductの規定(抜粋)

【労働時間・時間外労働】

- 労働時間の法令・規制を遵守(通常週48時間、例外残業は週12時間を上限)
- 連続6日就労後に、少なくとも1日の休息日を付与

【賃金】

- 賃金・給付の法令・規制を遵守
- 残業は法定の割増率(定めがない場合は通常時給超)で支払う
- 控除・天引きは適法に実施・周知し、懲罰・権利阻害に用いない

【差別・ハラスメント】

- 身体的・性的・心理的・言語的なハラスメント／虐待(体罰、暴力の脅し等)を禁止し、労働者を尊厳と敬意をもって扱う

【結社の自由・団体交渉】

- 結社・組織化・団体交渉の権利を尊重(罰則・ハラスメント・差別・介入しない)

【苦情対応】

- 苦情対応と解決状況を追跡する仕組みを整備

【情報提供】

- サプライチェーン情報を文書化し、要請に応じDisneyに提供
- Disney(指定代理人含む)の監視・モニタリング(抜き打ち確認、勤怠・給与等記録レビュー等)に協力
- 行動規範遵守立証に必要な記録を正確かつ最新の形で管理し、アクセス可能にする

コンテンツ産業の拡大における主要課題と 国際標準化の活用可能性検討

- **A** 制作現場における人権侵害
- **B** コンテンツ真正性担保の不足
- **C** AI生成ラベリングのルール整備不足
- **D** AIフリーライドによる対価還元不足

B 真正性証明技術対応のためのルール整備状況

来歴記録、電子透かし、発行者認証など、デジタルコンテンツの真正性担保のためのルール作りは進展する一方、技術を利用する「組織自体」の素性を評価する制度は未整備

技術領域	国際標準 としての位置づけ	標準作成の主体組織*1	主体組織が作成する 規格・技術文書	規格・文書上の主な規定事項
C2PA (来歴記録 / Content Provenance)	- 業界コンソーシアム仕様としてデファクト化が進行 - 但しISO側でデジュール化の動きあり	C2PA (Coalition for Content Provenance and Authenticity)	C2PA Specification (コンテンツ認証情報に係る技術仕様書)	- 来歴記録 (provenance) に係る真正性を、署名付きメタデータ (manifest/claim/assertions) で表現し、検証可能にするための技術仕様 (コンポーネントの作成及び処理方法等) を規定 - 署名・証明要件、ハード/ソフトバインディング等の技術的側面を規定
		ISO/TC 171/SC 2 (Document file formats, EDMS systems and authenticity of information)	ISO/CD 22144 Authenticity of information - Content credentials (開発中)	C2PA アーキテクチャで定義される Content Credentials の技術的側面をモデル化し、信頼性評価のためのモデルを定義
Watermarking (電子透かし)	デジュール化が検討されるも、現状は発行済みの統一規格がなく乱立しやすい環境	ISO/IEC JTC 1/SC 29 (Coding of audio, picture, multimedia and hypermedia information)*1	ISO/IEC AWI 21617-3 Information technology — JPEG Trust Part 3: Media asset watermarking (開発中)	JPEG Trust Part 3は、コンテンツ真正性・来歴・完全性・ラベリング・メタデータと資産のバインディング等のために、透かしをJPEG Trust枠組みに位置付け、具体要件について検討中
Originator Profile (発行者認証)	民間イニシアティブにより管理する「ドラフト技術仕様」(Non-Normative) に基づき、W3C への仕様提案・標準化を目指す方向	OPCIP (Originator Profile Collaborative Innovation Partnership)	Originator Profile Blueprint (OPB) に基づく仕様一式	- OPB では、検証可能な資格情報 (VC) を用いて「発行者 (組織) の検証可能なプロフィール」や「コンテンツの発信者情報」を配布する枠組みを規定 - Originator Profile Set (OPS) は JSON 配列とすることなど、技術的側面を規定
電子署名	IETF の標準トラックとして公開されているが、用途に応じて多様な規格が乱立している	IETF (Internet Engineering Task Force)	CMS (Cryptographic Message Syntax, RFC 5652)	任意のデータに対して、電子署名・ダイジェスト・認証・暗号化などの暗号処理結果を表現・格納するためのデータ構造を規定

*1 現時点で規格の策定・検討を行っている主要組織として記載。なお、C2PA 側もソフトバインディングとして透かしを一部扱っている (例: c2pa.watermarked、Soft Binding API での watermark/fingerprint 扱い)

B 真正性証明に関する主要な技術

コンテンツ自体の真正性担保のための技術開発は進展しているものの、それぞれに限界・課題が存在。組織自体の真正性担保のための技術開発は途上

		技術領域・サービス	「真正性」の要素	コンテンツ分野における主な活用場面	制約・課題
真正性に関する技術	組織の真正性	Verifiable Credentials Originator Profile*1	出所／帰属	- 発信元のメディア情報の証明・開示 - 公式発信者の証明、改ざん検知・真正性の担保	- コンテンツ自体の複製対策・来歴管理は別途対応が必要 - 導入初期段階であり、本格的な普及・浸透は今後に委ねられている
	コンテンツの真正性	DRM (デジタル著作権管理)	帰属	- 著作権管理・複製の防止 - 配布対象、再生可能端末、再生可能期間等の制限	- 権利に基づく利用条件の制御であり、権利の帰属そのものの証明はしない - 画面録画やアナログな手法による再録音等を防ぐことは困難
		電子署名 タイムスタンプ	出所／同一性	- 出所の証明 - マスターデータ納品時の正規性担保 - 改ざん検知 - 納品データの変更検知	- コピーや再エンコードで効力が失われやすい - 主体の正当性までは保証しない - 消費者には可視化されにくい
		フィンガープリント	同一性	- コンテンツの個体識別 - 正規コンテンツとの同一性証明、配布先、流出先、個体の特定	- 出所そのものの保証や権利帰属の保証はしない - 圧縮、再エンコード、トリミング、ノイズへの耐性に限界がある
		Watermarking (電子透かし)	同一性／完全性	- 複製防止 - 出所・生成過程の証明 - 生成AI利用有無の識別 - 流出元の特定	- 来歴管理はしない - 発信元の証明にはならない - 画質・音質とのトレードオフ - 分野横断の国際標準が未成熟
		Content Credentials C2PA*2	出所／来歴／帰属／同一性／完全性／透明性	- 出所・生成過程の証明、来歴管理 - 来歴情報のユーザーへの表示、生成AI利用有無の識別、版の管理 - 流出検知	- メタデータ削除に弱い - 制作現場の実装負担が大きい - 来歴が「良い」「悪い」といった価値判断はしない
周辺技術	所有者管理	ブロックチェーン 分散台帳 NFT	-	- 所有者の証明 - デジタル証明書での所有者管理、デジタル取引	- 運用コストが高い - 法的位置づけや消費者保護が不確実
	無断利用防止	robot.txt	-	- AI学習利用防止 - Webクロール可否の明示	クローラー (AI事業者) に対する強制力はない

※1 経済産業省所管の元で設立した技術研究組合が研究・開発した技術

※2 AdobeやMicrosoft等が創設したコンテンツの出所・来歴認証に関する技術標準を策定している標準化団体であり、Content CredentialsはC2PAにて開発されたオープンスタンダードに基づいて構築

26 出所: 各種公開記事等に基づきオウルズコンサルティンググループ作成

© 2026. For information, contact Owls Consulting Group, Inc.

B コンテンツにおける真正性技術とその運用課題

コンテンツ産業においては「真正性」を担保するために求められる要素が多岐にわたり、その基準も統一されていないことから、運用上の混乱や対応の遅れが生じている

真正性の技術・運用における主な課題

技術的制約

- 多様な技術が存在するが、全ての要素を完全に担保できる技術は存在しない
 - NFTは改ざん耐性のある台帳としては機能するが、内容の真正性を証明することはできない
 - C2PA等のモデルを使用して来歴情報を付与しても、プラットフォーム側の変換・再圧縮等でメタデータが欠落しうる（来歴・真正性情報が流過程で消失する）
- 真正性の担保は、真偽の価値判断ではない
 - C2PA等のモデルを使用した場合、来歴情報が改ざんされていないことや署名者との紐づけは可能だが、来歴情報自体が真実であることを担保することはできない

運用上の課題

- 「真正性」の基準（射程）が標準ごとに異なり、統一UIも存在していない
 - 同じ仕様を採用したとしても、データの記録範囲やユーザーへの提示方法は使用者側に委ねられている
 - 例えば、C2PAにおいても、来歴情報の記載範囲が異なる、UIがプラットフォームによって異なるため担保されている要素が閲覧者に伝わりにくい等の問題がある
 - 委員会で草案検討が進むISO/CD 22144 (Authenticity of Information- Content credentialsは、これらの課題領域に対する標準化の枠組みを提供し得る
 - 「AIをどこまで使ったら『AI生成』とラベルを貼るべきか」という基準がプラットフォームごとに異なる
- インターオペラビリティ（相互運用性）の欠如
 - A社の制作ソフトで付けたC2PA署名が、B社のSNSに投稿すると「認識できない」または「消去される」ケース
- 責任主体の欠如
 - 真正性の検証におけるプラットフォーム側の負担が大きい
 - 監査等を担う機関のTrust Listの整備は業界別に進められており、業界横断的な整備は未成熟
- プロ・アマ境界が曖昧化し、運用が追い付かない
 - 一般人によるコンテンツ(UGC: User Generated Content)の制作が拡大し、商業的価値もあるコンテンツの創出も可能となり、コンテンツの二次創作・n次創作が拡大する中、真正性証明への対応が後手となる

(参考) 主要な真正性技術のコンテンツ分野ごとの適用

コンテンツ分野の特徴に応じて真正性担保のための技術活用が進む

主要な真正性技術のコンテンツ分野ごとの適用

	漫画	アニメ	実写	音楽	ゲーム
DRM (デジタル著作権管理) コード署名	配信サービスにおいて、コンテンツ保護と再生・閲覧等の利用制御のために活用				公式ストアでの配布は コード署名が前提
ウォーターマーク	流出元特定・追跡のために活用			リリース前の漏えい 対策に使用し得る	広告用の映像・ 画像に使用 (ゲームソフト本体への 埋め込みは一般的ではない)
マニフェスト	再生・配信制御や DRM 連携用に MPEG-DASH や HLS の マニフェストを広く活用				
フィンガープリント (コンテンツ照合)	タイトル等のキーワード 検索や目視等の組合せ による探知	配信プラットフォームや監視サービス上の 自動検知機能として採用		音声フィンガープリントを 配信開始後の 権利管理において活用	ゲーム本体以外の UGC (User Generated Content) 利用 (キャラ デザイン、実況映像等) の権利管理において活用

(参考)コンテンツ分野における真正性技術の活用拡大における課題

コンテンツの特徴に応じて真正性担保のための技術を活用しているものの、
業界内でのさらなる普及や相互運用性の確保に課題がある

主要な真正性技術のコンテンツ分野ごとの適用

	漫画	アニメ	実写	音楽	ゲーム
DRM (デジタル著作権管理) コード署名	配信サービスにおいて、コンテンツ保護と再生・閲覧等の利用制御のために活用				公式ストアでの配布はコード署名が前提
ウォーターマーク	課題 1	流出元特定・追跡のために活用		リリース前の漏えい対策に使用し得る	広告用の映像・画像に使用 (ゲームソフト本体への埋め込みは一般的ではない)
マニフェスト		再生・配信制御やDRMと連携し MPEG-DASH や HLS のマニフェストを広く活用 課題 2			
フィンガープリント (コンテンツ照合)	タイトル等のキーワード検索や目視等の組合せによる探知	配信プラットフォームや監視サービス上の自動検知機能として採用	音声フィンガープリントを配信開始後の権利管理において活用	ゲーム本体以外のUGC利用(キャラデザイン、実況映像等)の権利管理において活用	

真正性技術活用拡大における課題

課題 1の詳細

漫画

DRM、ウォーターマークは、コンテンツ形式やプラットフォーム実装が多様

- ・ 出版社: ストアごとに異なる仕様に対応した管理・運用が必要
- ・ 配信事業者: 個別実装や保守対応が必要となり、コスト負担が増大
- ・ ユーザー: ストアごとに異なるビューアを利用せざるを得ず、購入コンテンツの横断的な管理が困難

課題 2の詳細

アニメ 実写 音楽

マニフェストは配信プラットフォームの再生環境に応じた個別対応が必要

- ・ 視聴者が使用するブラウザ、OSやプラットフォームの仕様(ライブ配信対応等)に応じるためにはコストがかかる

B (標準化の方向性) 真正性に関する主要技術運用の標準化

国際標準化の文脈において、単独技術で真正性を完結させるのではなく、併用による多層的な技術活用の調和が議論されている

真正性主要技術の活用・併用に係る
国際標準化の議論



- 2025年にIEC、ISO、ITUが共同で発行した「AIとマルチメディア真正性規格の連携」の戦略的な技術報告書
- 生成AIモデルによって合成コンテンツか否かの境界が曖昧になる中、「コンテンツの来歴」と「信頼性と真正性」に関する堅牢な規格を確立することが、デジタル情報エコシステムの完全性維持に不可欠であると主張

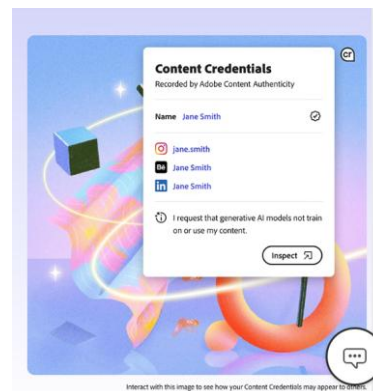
国際標準化の文脈において、単独技術で真正性を完結させるのではなく、来歴 (provenance) / 信頼 (trust) / 透かし (watermarking) 等のクラスターで整理し、「多重の防御層」を構築する方向で調和 (Harmonization) が議論されている

技術併用の具体イメージ (Adobeの事例)

Adobe

C2PAに基づく「Content Credentials」の耐久性強化のため多層的なアプローチを採択

- C2PAの標準規格を、真正性担保の「共通言語」として位置づけ
 - コンテンツの出所、編集履歴、使用ツール (AIか否か) などの情報を付帯
- メタデータが削除されたり、スクリーンショットで情報が失われる課題に対応すべく、以下の3つの技術を併用
 - **デジタルメタデータ (C2PAメタデータ)**
 - : ファイルに直接埋め込む、あるいはAdobeのクラウド (Content Credentialsクラウド) に保存することで、詳細な属性情報を保持
 - **電子透かし (データの埋め込み)**
 - : 画像のピクセルの中に、人間の目には見えない情報を直接刻み込みます。これにより、ファイル形式の変換やSNSへのアップロードによってC2PAメタデータが剥ぎ取られたとしても、透かしから情報を復元することが可能
 - **デジタルフィンガープリント (データの照合)**
 - : 画像のハッシュ値を生成し、クラウド上のデータベースと照合。メタデータや透かしが破壊された場合 (再撮影や高度な加工) も、登録されたオリジナル画像と一致するか判定可能
- 専用アプリ「Adobe Content Authenticity」にて以下の機能を担保
 - **クリエイターの保護**
 - : 作品に「AI学習禁止」の意図をC2PAで署名し、表明
 - **検証 (Verify) ツールでの来歴復元**
 - : メタデータ、指紋照合や電子透かしの検知を行い、元の制作者の名前や編集履歴を表示



B コンテンツの真正性に関する国際標準化議論の動向

AMASは標準化機関や業界コンソーシアムが広く参加し、標準化の整備・整合に関する活動や情報交流を行う場を提供



AMAS (AI and Multimedia Authenticity Standards Collaboration)

設立年		■ 2024年、ITU主催のAI for Good Global Summitの場で発足
設立目的		■ 急速に進化するAI生成・改変メディア分野において、標準開発者、市民社会組織、テクノロジー企業、その他の主要関係者間が連携して標準化を整備・整合できるように推進するためのフォーラムの場を提供
参加組織・運用方針		■ 初年度はITUが事務局運営を支援し、その後はISO/IEC/ITU間において年次交代制で事務局を運営する ■ AMASの活動は 技術活動・コミュニケーション・政策 の3つの柱で構成される ➢ 運営 (Collaboration Management) は ITU/ISO/IEC/C2PA/IETF/JPEGの代表＋議長＋副議長で構成され、副議長が各柱をリード ➢ 会合 (Collaboration meetings) は各SDO (標準化機関) が標準化の進捗等を共有する場であり、AMASに関するSDOおよび業界コンソーシアムの代表者は広く参加可能
実施事項	技術活動	■ AMAS分野における標準化の 現状把握 や新規・改訂・拡張された標準における ギャップの特定 による政府の政策支援、既存標準の推奨および相互参照ならびに 相互運用性の機会の提示 、未解決または新たな課題に対処するための 機会創出
	コミュニケーション	■ 異なるSDO (標準化機関)における作業内容の共有 およびステークホルダー (政府、政策立案者、教育者、消費者代表など) への普及や、定期的なレポート等の作成やイベント等の企画による 知識の普及
	政策	■ 政府との連携による、策定された 標準との政策整合性 および得られた 教訓に関する議論の場の提供 、および各国間での ベストプラクティスの共有
	レポート作成	■ 政策文書「Building trust in Multimedia Authenticity through international standards」、技術論文「AI and Multimedia Authenticity Standards」、AI for Good グローバルサミット報告書「AI Standards for Global Impact: From Governance to Action」を公表
会合のアジェンダ例 (抜粋)		■ ファクトチェックとディープフェイクによる誤情報対策 ■ AMASに関する標準マッピングの状況 ■ 国際標準を通じたマルチメディアの真正性に対する信頼の構築 ■ AI透かし、マルチメディアの真正性と来歴 ■ AI透かし、マルチメディア真正性、ディープフェイク検出に関する標準化の連携

B コンテンツの真正性(AMASで扱う規格)に関する国際フォーラム(1/2)

AMASで扱う規格には以下があり、それらの策定委員会には、日本も参加しており、事務局長を務めるなど一定の役割を担っている

AMASにおける既存規格の分析のうち、コンテンツの真正性に関する分析の対象となるISO・IEC・ITU規格及び日本の参画状況

分野	規格名	策定主体・委員会	規格の概要	日本の参画状況
来歴情報の要素および付与手法	ISO 22144 (情報の信憑性 - コンテンツの資格情報)	ISO TC 171/SC2 (文書ファイル形式、EDMSシステム、情報の信頼性) 幹事国: ANSI(米国)	- 委員会で草案審査中 - コンテンツの信頼性を維持するためのコンテンツ認証情報を文書化する方法、含めるべきメタデータの種類、情報を保存するためのフォーマットを規定	国内審議団体として、日本文書情報マネジメント協会(JIIMA)が参加
画像へのメタデータ付与	ISO/IEC 21617-1:2025 (JPEG Trust Part1)	ISO/IEC JTC 1/SC 29/WG 1 (音声、画像、マルチメディア、ハイパーメディア情報のコーディング) 幹事国: JISC(日本)	JPEG画像における信頼性と真正性(信頼性指標、検出、事実確認)に焦点を当て、SNSなど、画像改変が頻発する環境で特に有用なJPEGファイルに直接メタデータを埋め込むための枠組みを提供	日本産業標準調査会(JISC)がTCの事務局長を務め、国内審議団体として情報処理学会(IPSJ)が参加
AIシステムの信頼性	ISO/IEC TR 24028:2020 (人工知能における信頼性の概要)	ISO/IEC JTC 1/SC 42 (人工知能) 幹事国: ANSI(米国)	AIシステムの信頼性(透明性・説明可能性・制御可能性など)に関する論点、典型的な脅威/リスクと緩和策、そして可用性・レジリエンス・安全性・セキュリティ・プライバシー等をどう評価・達成するかを整理した技術レポート	国内審議団体としてIPSJが参加
音声向けメタデータ付与	ISO/IEC TR 21000-11:2004 (マルチメディアフレームワーク: 永続的関連付け技術の評価ツール)	ISO/IEC JTC 1/SC 29/WG 11 (音声、画像、マルチメディア、ハイパーメディア情報のコーディング) 幹事国: JISC(日本)	主に音声向けのウォーターマークとフィンガープリントに関して、コンテンツとメタデータを永続的に結び付ける技術の性能を評価するためのツールに関する技術レポート	JISCがTCの事務局長を務め、国内審議団体としてIPSJが参加
メディアサービスでの信頼性構築	ITU-T Y.3054 (信頼に基づくメディアサービスのフレームワーク)	ITU-T SG13 (将来のネットワークと新興ネットワーク技術) 議長: NICT(日本)	メディアサービスが機密性の高いコンテンツや高価値なコンテンツの配信に使用される状況において特に重要となる、信頼に基づくメディアサービスに関するガイドライン	情報通信研究機構(NICT)の谷川和法氏がSG13の議長を務める
来歴・真正性情報の評価プロファイル定義	ISO/IEC DIS 21617-2 (JPEG Trust Part 2)	ISO/IEC JTC 1/SC 29/WG 1 (音声、画像、マルチメディア、ハイパーメディア情報のコーディング) 幹事国: JISC(日本)	- 開発中 - 放送、デジタルカメラ、AIによるコンテンツ生成サービス等の特定の利用シナリオにおいて、メディアの信頼性を評価するために使用する再利用可能なプロファイル断片(snippets)のカatalog(例示集)	JISCがTCの事務局長を務め、IPSJが参加

B コンテンツの真正性(AMASで扱う規格)に関する国際フォーラム(2/2)

AMASで扱う国際規格以外のフレームワークにおいても、日本企業は策定主体団体へ多数参画している

AMASにおける既存規格の分析のうち、コンテンツの真正性に関する分析の対象となるISO・IEC・ITU以外の規格・フレームワーク及び日本の参画状況

分野	規格・フレームワーク名	策定主体・委員会	規格の概要	日本の参画状況
出所の 認証・追跡	マルチメディア コンテンツの 認証フレームワーク	■ ITU-T SG13 (将来のネットワークと新興ネットワーク技術) 議長:NICT(日本) ■ ISO/IEC JTC 1/SG 29 (音声、画像、マルチメディア、ハイパーメディア情報のコーディング) 幹事国:JISC(日本)	■ マルチメディアコンテンツにおける、デジタル署名および信頼できる独立した方法(第三者認証機関等)を通じて取得する公開鍵を使用した真正性の検証方法	■ ISO/IEC JTC 1/SG 29に、IPSJが国内審議団体として参加
出所の認証	Originator Profile	技術研究組合 (Originator Profile Collaborative Innovation Partnership)	■ 発信者(コンテンツの出稿元・運営主体など)の身元や信頼性情報を「検証可能なデジタル署名(VC等)」として付与し、受け手が改ざん有無と発信者の真正性を確認できるようにする仕組み	■ 経済産業省認可法人としてOP-CIPを設立 ■ 国内各種メディアや通信事業者等が参画
来歴情報 管理	PROV	Open Provenance W3C (World Wide Web Consortium)	■ Webを含む異種環境で来歴情報を相互運用可能に表現・交換するための、W3Cの仕様群	■ W3Cには、<u>Cybozu</u>、<u>FUJITSU</u>、<u>HITACHI</u>、<u>KADOKAWA</u>、<u>KDDI</u>、<u>NHK</u>、<u>NTT</u>、<u>楽天</u>ら多数参加
来歴情報 管理	Content Credentials	C2PA (Coalition for Content Provenance and Authenticity)	■ コンテンツの来歴情報を改ざん検知できる形で記録する「署名付きメタデータ(=C2PA Manifest)」	■ (運営委員会)<u>SONY</u> ■ (一般会員)<u>Canon</u>、<u>NHK</u>、<u>Nikon</u>、<u>Cybertrust Japan</u>、<u>FUJIFILM</u> ■ (貢献メンバー) ACCESS、DNP、GMO グローバルサイン

コンテンツ産業の拡大における主要課題と 国際標準化の活用可能性検討

- **A** 制作現場における人権侵害
- **B** コンテンツ真正性担保の不足
- **C** AI生成ラベリングのルール整備不足
- **D** AIフリーライドによる対価還元の不足

C (標準化の方向性) AI関与の度合いの定義と記録・表現方法に関する国際標準化

AIラベリングへの対応は、C2PAが来歴情報管理のデファクト標準になりつつあり、運用面の標準化に関してはISOやW3Cで議論が進展している

C2PAによるAI生成の来歴情報管理

仕組み	■ 素材と来歴情報を結びつける台帳 ➢ AIを利用した編集を加えるなど、素材が変更されるたびに情報が追記される
記載可能な要素	■ 作成者・機材・撮影日などの元データ情報 ➢ 撮影機材、撮影日時、生成に使用したツール等 ■ 編集や生成の履歴使った素材の系譜 ➢ 使用した編集アプリ・ツール、加工過程等 ■ サムネイルなどの補助情報 ➢ 来歴の各時点におけるサムネイル画像 ■ 改ざん検知用のハッシュ・バインディング ➢ 来歴情報が正しいコンテンツに結合しているかの照合 ■ 手入力による作品や作成者情報の追加
運用上の留意点	■ 各要素について、<u>記載が必須となる要素や記録方法はC2PAでは規定していない</u> ➢ 意図的に情報を記録しないことや、記録情報を一部削除することが可能(削除記録は残る) ➢ 使用ツールによって記載の粒度や表示文言に差異が生じる ■ <u>入力された情報の真偽は保証しない</u> ➢ 署名者が制作者を騙って署名した場合でも、署名自体は記録される ➢ ツールからの入力情報に誤りがあったとしても、C2PAはその内容の真偽は判定しない ■ 記録された来歴情報に応じた<u>UI表示の基準はC2PAでは規定していない</u>

AI生成の定義と記録に関する標準化動向

国際標準化機関	組織概要	■ ISO ➢ ISO/IEC TCISO TC 171/SC2 (文書ファイル形式、EDMSシステム、情報の信頼性) ➢ 幹事国: ANSI (米国)	
	日本の関与	■ JIIMAがTCに参加	
	議論概要	■ ISO22144 ➢ <u>来歴情報をどのように構造化し、保存し、参照するか</u> ➢ <u>相互運用性</u>の向上 ・ C2PAを基準として、異なるツール、<u>生成系AI</u>、編集ソフト、配信基板間で同一の来歴情報を共有できるようにする	
コンソーシアム	組織概要	■ W3C (World wide web consortium) ➢ <u>AI Content Disclosure Community Group</u> ・ 2026年2月3日に発足したコミュニティグループ ・ EU AI Act 50条「透明性義務」の実装支援を企図	
	日本の関与	■ 現時点において、上記コミュニティグループへの<u>日本の参加は確認されていない</u>	
	議論内容	■ <u>コンテンツへのAI関与の度合いを、機械可読な状態でどのように記述し、どのように表現するか</u> ➢ entirely human-authored, AI-assisted, AI-authored but human reviewedのように、AIの関与度合いを段階的に表現 ■ テキストへのAI関与度合いをどのように表現するか ➢ Web上のテキスト、記事本文等において、ページの一部に対してもAI補助を受けたケースを射程に入れて議論	

コンテンツ産業の拡大における主要課題と 国際標準化の活用可能性検討

- **A** 制作現場における人権侵害
- **B** コンテンツ真正性担保の不足
- **C** AI生成ラベリングのルール整備不足
- **D** AIフリーライドによる対価還元不足

D AI学習に対する対価還元のスキーム例(民間企業: shutterstock)

「高品質かつ責任ある学習データを確保したい」というAI企業側のニーズを捉え、クリエイター側への対価還元を叶える形でデータセットとして提供している

ShutterstockのAI学習向けデータセット販売

shutterstock

概要

- 2021年7月、クリエイターのオリジナル作品を守りつつ、他のアーティストによるイノベーションを促す、バランスの取れた仕組みとしてデータセットの販売を開始
 - 「クリエイター保護」と「イノベーション促進」の両立を期待

取組みの動機・利点

クリエイター

- 適切な対価還元を受けることによって、AI学習に利用されることによる自身の作品価値の低下への懸念や著作権侵害に対する不安を解消

AI企業

- 「高品質かつ適切に権利処理された学習データ」を確保することが困難というビジネス課題に対処
 - OpenAIは2023年から6年間のパートナーシップ契約を締結

データセット取引の具体的な仕組み

- 全てのコンテンツは、技術要件等の審査を経て承認される
- Shutterstockに登録されている画像・動画・音楽・SFX・3Dモデルを「AI学習用のデータセット」としてライセンス販売
 - データセットにはキーワードやカテゴリなどのメタデータが組み込まれており、特定のモデルトレーニングニーズに合わせたカスタマイズも可能
 - 規定上、AI学習への利用に限定されており、広告やマーケティング等へそのまま利用することを禁止している
 - 2023年1月から、クリエイター側は、自身でオプトアウト設定が可能に
- 契約総額の一部をクリエイターへロイヤリティ還元
 - データライセンスからの売上に対して、平均20%の企業ロイヤリティ率をクリエイター側への報酬としてプールし、一定額が積み上がると分配される
 - データセットに含まれるコンテンツとメタデータの量に応じて、個人のクリエイターが受け取る報酬割合を決定



クリエイティブプロジェクトに必要なあらゆる素材が見つかります



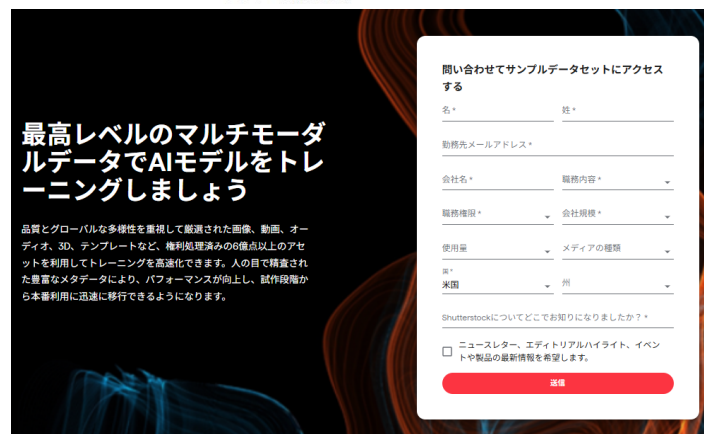
画像
7000万点を超える、他にはないロイヤリティフリーの写真、ベクター画像、イラストにアクセスできます。



動画
映画、テレビ、コマーシャルなどで使用できる、4K、HD、SDの映画品質の動画クリップを1200万点以上ご提供。ロイヤリティフリーで利用できます。



音楽
世界中の受賞歴のあるアーティストによる最新サウンド、他にはない楽曲、臨場感あふれるSFXをお聴きください。



本資料は一般的な情報提供を目的とするものであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。関連する法令等の解釈を行ったものではなく、利用者が本資料を利用したことによる結果について、株式会社オウルズコンサルティンググループは一切の責任を負うものではありません。また、書面による株式会社オウルズコンサルティンググループの事前承認なしに、第三者への配布・引用・複製を行うことはお断りしております。

株式会社オウルズコンサルティンググループ

〒106-0032 東京都港区六本木1-4-5 アークヒルズサウスタワー 16F
<https://www.owls-cg.com/>

